

第2章 電子自治体を取り巻く状況

三位一体改革により、国から権限及び財源が地方に移譲されるなど、本格的な地方分権の時代を迎え、地方自治体においては、財源と人員が制約される中で、市民ニーズに応えていく必要があります。こうした中で、行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現する有力な手段として期待されているのが電子自治体の構築です。

1 国の動向

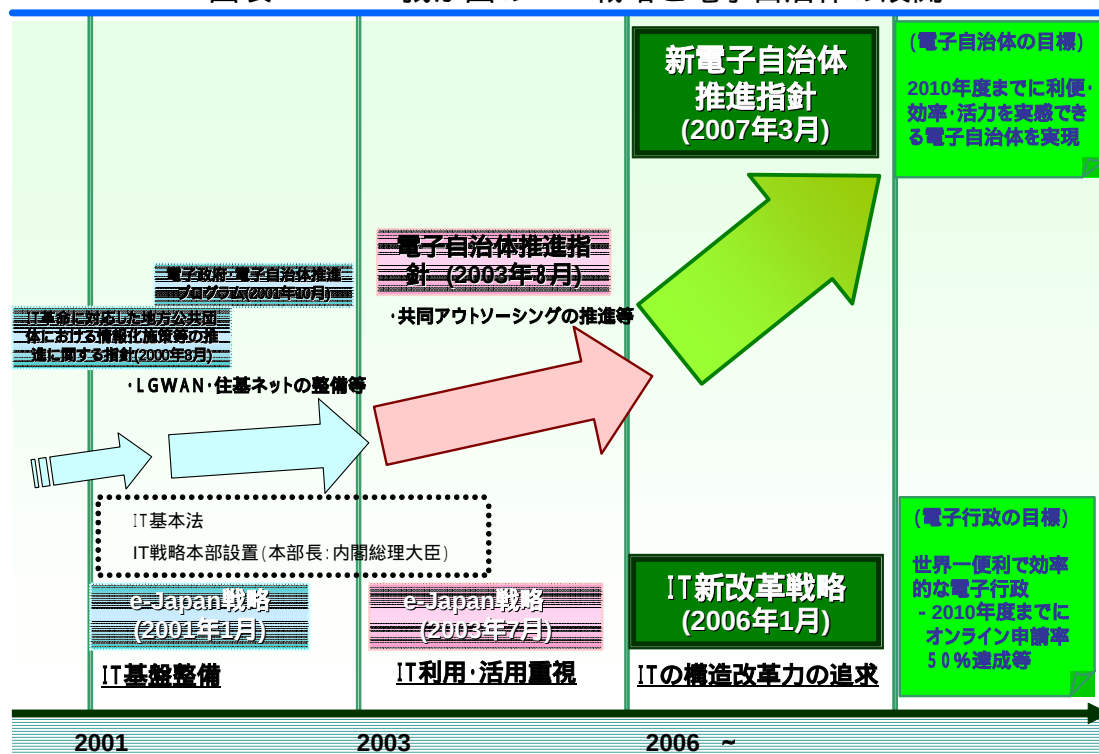
(1) 国のIT戦略と電子自治体の展開

国は、平成12年11月に高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を定めた「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)」を成立し、平成13年1月に内閣総理大臣を本部長とする「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」を設置しました。

IT戦略本部は、「e-Japan 戦略(平成13年1月)」、「e-Japan 戦略(平成15年7月)」、「IT新改革戦略(平成18年1月)」等を策定し、「世界最先端のIT国家」の実現に向けて取組を進めています。

こうした戦略を受け、総務省は、「新電子自治体推進指針(平成19年3月)」を策定し、「2010年度(平成22年度)までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現すること」を目的とした取組を進めています。

図表2-1 我が国のIT戦略と電子自治体の展開



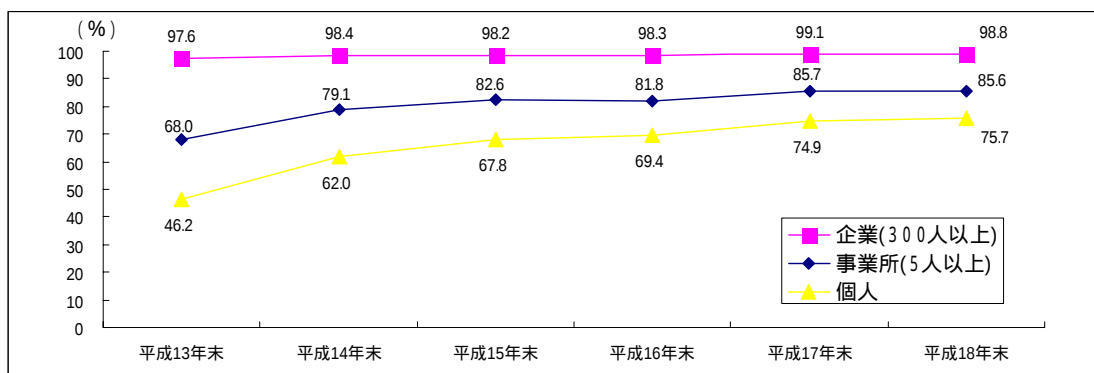
総務省「総務省における電子自治体推進の主な取組(平成19年7月)」より

(2) これまでの主な取組と成果

ア e-Japan 戦略(平成13年1月)

超高速ネットワークインフラの整備等を推進し、インターネットの普及に大きな成果をあげました。

図表2-2 個人、企業及び事業所におけるインターネット利用率



平成18年通信利用動向調査(総務省)より

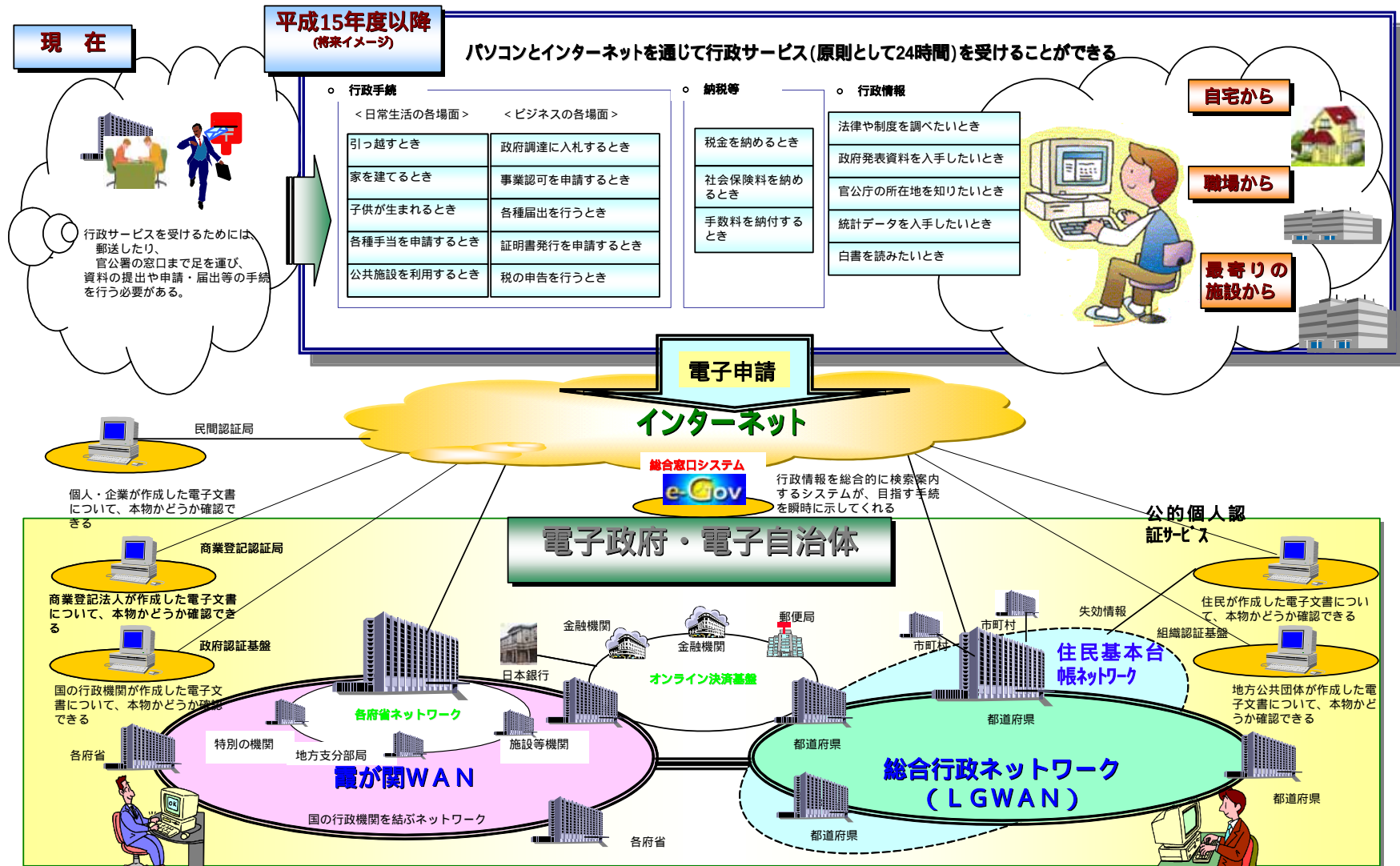
イ 電子政府・電子自治体推進プログラム(平成13年10月)

電子政府・電子自治体により実現する新しい行政サービスの将来イメージを明らかにしました。

〔電子政府・電子自治体のポイント〕

- ・ 住民及び企業がインターネットにより、24時間行政サービスを受けることができる
- ・ 国と地方公共団体を結ぶネットワークの整備

図表2-3 電子政府・電子自治体イメージ



総務省「電子政府・電子自治体推進プログラム(平成13年10月)」より

ウ e-Japan 戦略（平成15年7月）

「元気・安心・感動・便利」社会を実現するため、医療、行政サービス等の7分野でのITの利活用に向けた取組を進めました。

エ 電子自治体推進指針（平成15年8月、平成18年7月一部改定）

電子自治体の基盤整備、行政サービスの向上、行政の効率化、情報セキュリティの確保等に向けた施策が講じられ、全国的な電子自治体基盤として、L G W A N¹²や住民基本台帳ネットワーク¹³、公的個人認証基盤などを整備しました。

（3）今後の主な取組

ア IT新改革戦略（平成18年1月）

「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を目標にITの構造改革力の追求に向けた施策等を展開していくことを定め、「世界一便利で効率的な電子行政 - オンライン申請¹⁴率50%達成や小さくて効率的な政府の実現 - 」を目指すこととしました。

イ 電子自治体オンライン利用促進指針（平成18年7月）

住民等の利便性の向上や業務の効率化において高い効果が期待できる手続について重点的にオンライン手続の利用促進を図ることを求め、オンライン利用促進対象手続として、次の手続を選定しました。

図表2-4 オンライン利用促進対象手続

主に住民向け手続	主に事業者向け手続
・ 図書館の図書貸出予約等 ・ 文化・スポーツ施設等の利用予約 ・ 粗大ごみ収集の申込 ・ 水道使用開始届等 ・ 研修・講習・各種イベント等の申込 ・ 浄化槽使用開始報告等 ・ 自動車税住所変更届 ・ 職員採用試験申込 ・ 犬の登録申請、死亡届 ・ 公文書開示請求	・ 地方税申告手続（e L T A X¹⁵） ・ 入札参加資格審査申請等 ・ 道路占用許可申請等 ・ 入札 ・ 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告 ・ 感染症調査報告 ・ 港湾関係手続 ・ 食品営業関係の届出 ・ 特定化学物質取扱量届出 ・ 後援名義の申請 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する責任者の選任届

総務省「電子自治体オンライン利用促進指針（平成18年7月）」より

¹² L G W A N：総合行政ネットワーク。地方公共団体間を相互に接続する行政専用ネットワークのこと。

¹³ 住民基本台帳ネットワーク：居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステム。

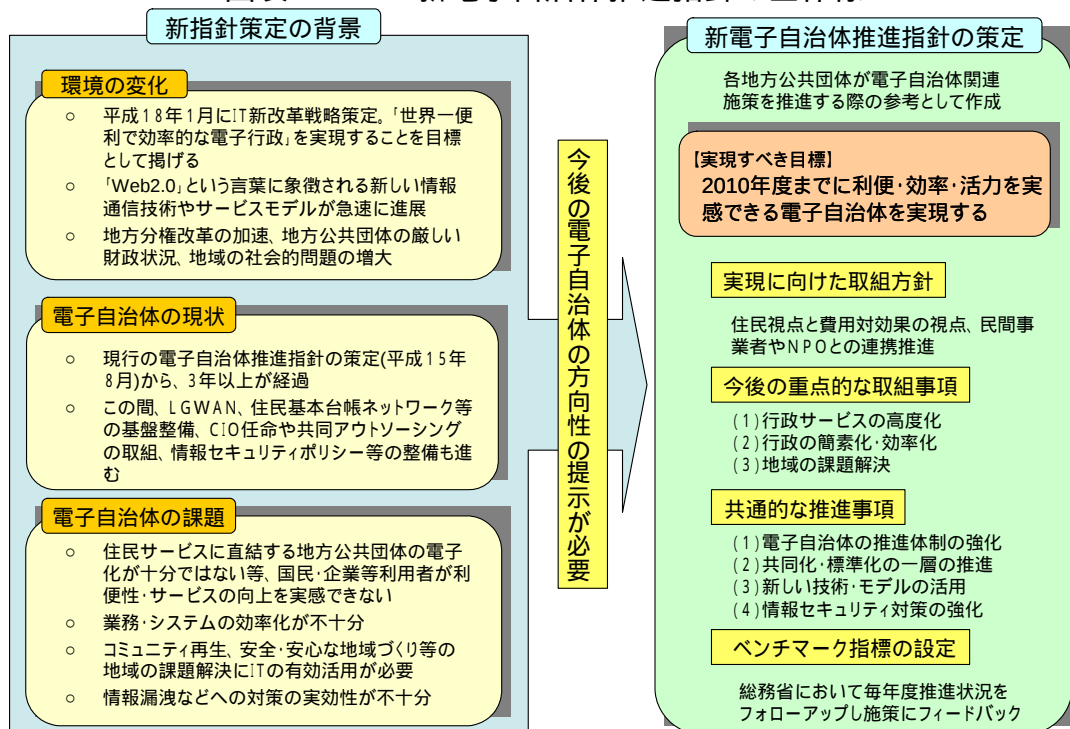
¹⁴ オンライン申請：窓口以外の場所からパソコンや携帯電話を活用して各種申請をおこなうこと。

¹⁵ e L T A X：エルタックス。地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。地方税の申告、申請、納税などの手続が一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きすることができる。

ウ 新電子自治体推進指針（平成19年3月）

「2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現すること」を目標に掲げ、「行政サービスの高度化」、「行政の簡素化・効率化」等を今後の重点的な取組事項とし、共通的な推進事項として、「電子自治体の推進体制の強化」、「共同化・標準化の一層の推進」等をあげました。

図表2-5 新電子自治体推進指針の全体像



総務省「総務省における電子自治体推進の主な取組（平成19年7月）」より

エ IT新改革戦略政策パッケージ（平成19年4月）

国民や企業にとって、飛躍的に簡素で便利、かつ効率的な行政サービスの実現に向け、国・地方の包括的な電子行政サービスの実現を掲げ、様々な行政手続を基本的にワンストップ¹⁶で簡便に行える第2世代の電子行政サービス（次世代電子行政サービス）基盤の標準モデルを2010年度を目途に構築することを目指すこととしました。

オ 重点計画2007（平成19年7月）

次世代電子行政サービスの基本構想を作成するため、官民合同のプロジェクトチームを年内に設置するなど官民の関係機関・有識者等による検討体制を整備し、次の取組を進めることとしました。

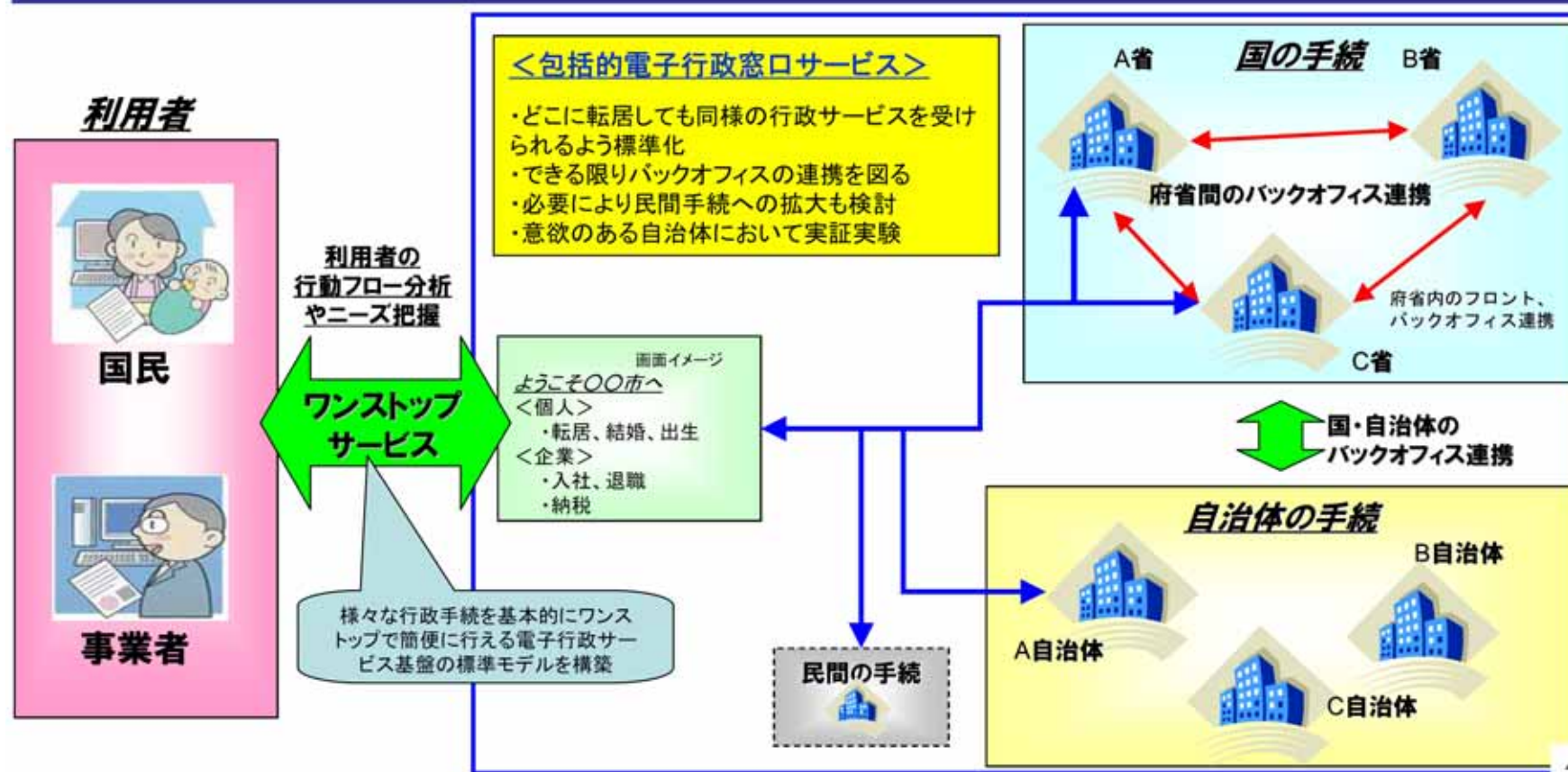
- ・ 利用者視点に基づく行動フロー分析・ニーズの把握
- ・ 府省間及び国・地方間のバックオフィス等の連携
- ・ 国と地方公共団体の情報システムのデータ標準化

¹⁶ ワンストップ（サービス）：一箇所で、又は一度の手続き・処理で、必要とする作業をすべて完了できるサービスのこと。

図表 2 - 6 国・地方の包括的な電子行政サービスの実現イメージ

国民が実感できる実現目標:

国民や企業にとって、飛躍的に簡素で便利、かつ効率的な行政サービスの実現に向け、国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービスの展開を念頭に置き、利用者ニーズ等を的確に踏まえつつ、フロントオフィスとバックオフィス及びバックオフィス相互間の連携や民間手続との連携を図ることにより、様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える第2世代の電子行政サービス基盤の標準モデルを2010年度を目途に構築することを目指す。



IT戦略本部「IT新改革戦略政策パッケージの概要について」より

2 県、市町村等の動向

(1) 県のIT戦略の取組経緯と展開

岐阜県におけるIT戦略の取組は、「高度情報基地づくり」に始まり、「岐阜県IT戦略（平成13年2月）」を策定し、取組を進めてきました。

今後は、政策総点検での課題を踏まえた「ぎふIT活用プラン（平成19年3月）」に基づいて、政策展開を図ることとしています。

図表2-7 岐阜県IT戦略の取組経緯等



岐阜県「ぎふIT活用プラン（平成19年3月）」より

(2) 主な取組

ア 高度情報基地づくり(平成8年頃～)

「高度情報基地ぎふ(情場)」をキャッチフレーズとして、地域の情報化、産業の情報化、生活の情報化等を目指し、その戦略拠点として、ソフトピアジャパン、県立国際情報科学芸術アカデミー(IAMAS)、VRテクノプラザを整備したほか、情報スーパーハイウェイの整備に着手しました。

イ 岐阜県IT戦略(平成13年2月)

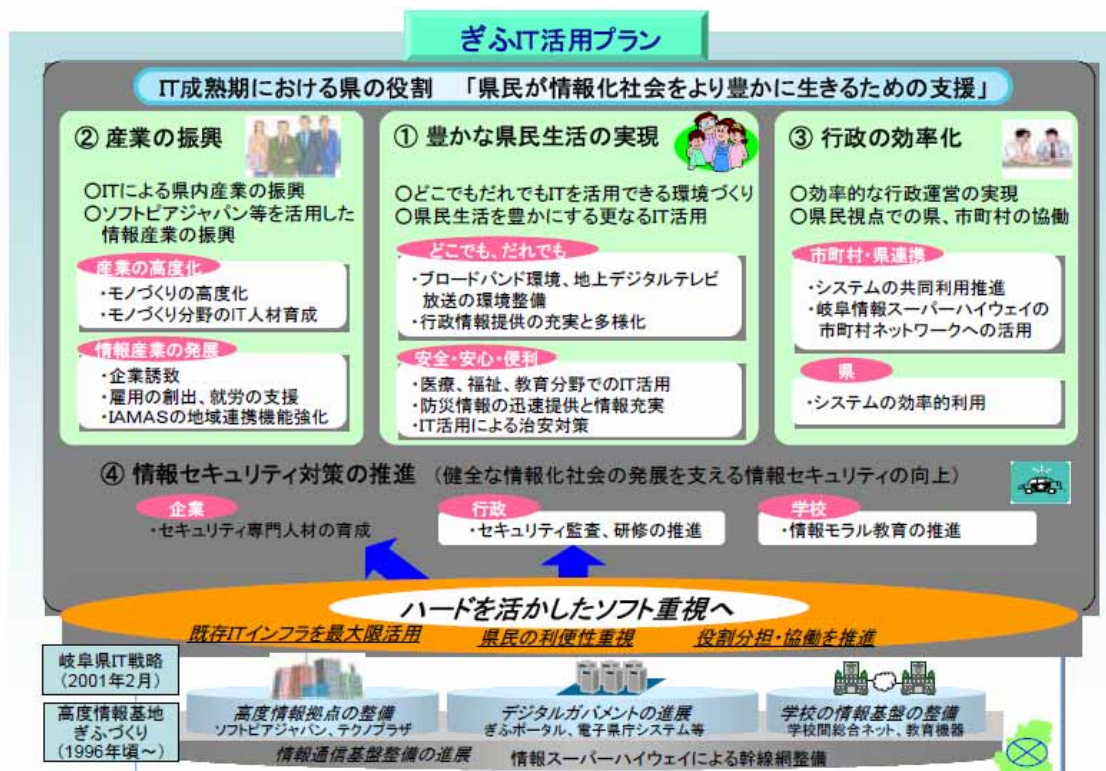
国の「e-Japan 戦略」策定期間とほぼ同時期の平成13年2月に策定され、「すべての県民がITにより豊かな生活を実感できる社会の実現」を目標に、「人材養成」及び「情報社会インフラ整備」に加え、県民生活の向上に直結する「5つのネットづくり(安全・安心・便利・快適・活力の各分野の情報化)」の推進に取り組みました。

同時に県としてITを最大限に活用した行政運営を展開することで最小の経費で最大の県民福祉を提供し、生産性の高い県政を目指す「デジタルガバメントの構築」を推進しました。

ウ めいIT活用プラン(平成19年3月)

既存のITインフラを活用した「ソフト重視」の施策展開により、すべての県民がITの恩恵を実感できる社会を目指すこととしています。

図表2-8 めいIT活用プランの概要

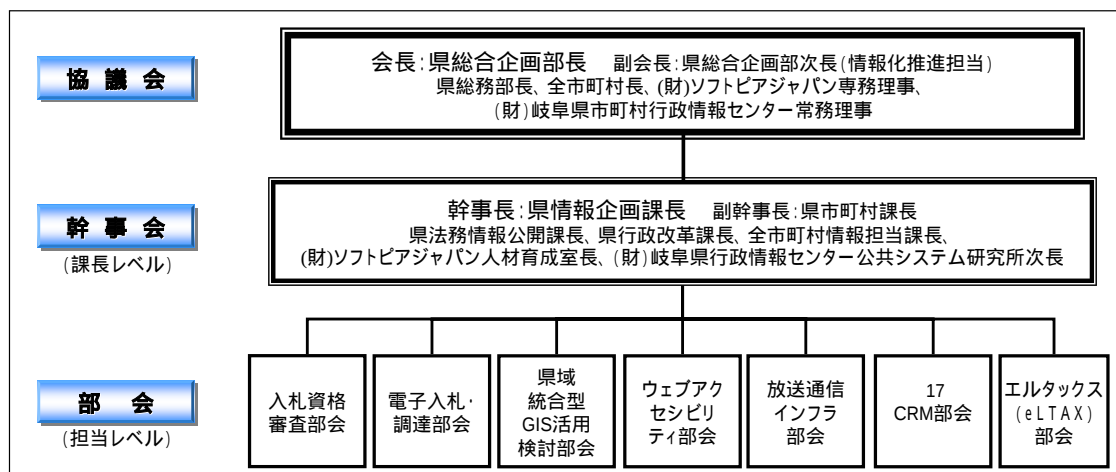


岐阜県「めいIT活用プラン(平成19年3月)」より

(3) 岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会の取組と展開

電子自治体については、平成14年度に全市町村及び県による「岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会（以下、「市町村・県連絡協議会」という。）」が発足し、市町村と県とが連携して取組を進めています。

図表2-9 岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会の構成



平成19年4月1日現在

市町村・県連絡協議会では、これまでに、市町村と県が連携して、効率的で利便性の高い電子自治体システムの構築を進めており、平成16年度の「共同利用型電子申請」の実証実験を始めとして、電子入札サービス、県域統合型GIS¹⁸、入札参加資格審査等の共同化を実施しています。

岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会の主な活動実績（成果）

年度	主な取組内容	海津市の状況
16年度	共同利用型電子申請の実証実験を実施（8市町が参加）。	-
17年度	共同利用型電子入札サービスの利用開始（19年度現在、27市町が利用）。	18年度から実施
18年度	県域統合型GISの共同利用開始（全団体）。	利用
	住民向けコールセンターの実証実験（7団体）。	参加
19年度	岐阜県・市町村共同入札参加資格審査の実施（32市町）。	利用

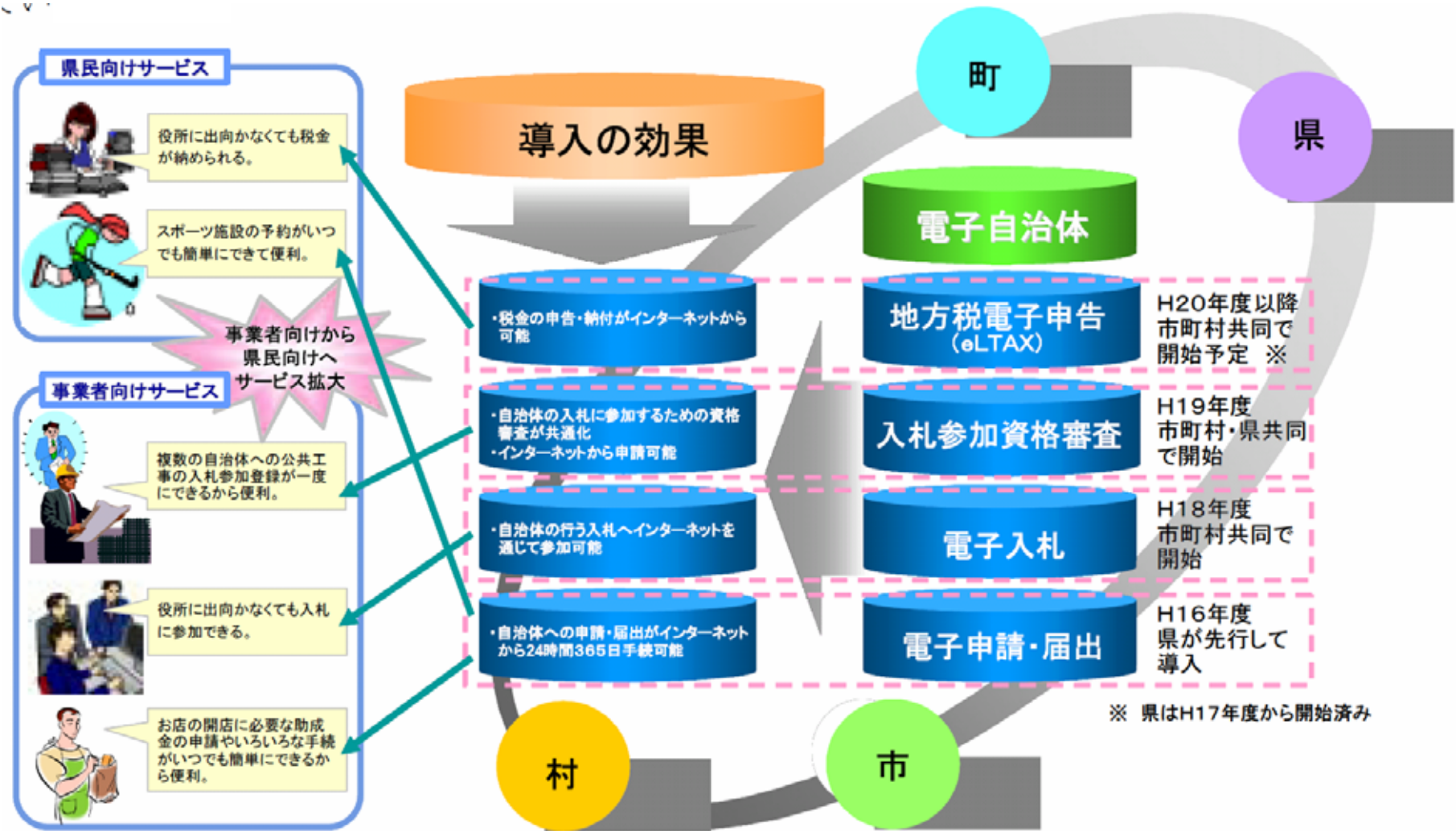
全国的にも各都道府県と市町村により構成する電子自治体推進に向けた協議会等が設置され、共同アウトソーシングによる電子申請や電子入札などの行政サービスのオンライン化への取組が進められています。

ぎふIT活用プランにおいても、市町村・県連絡協議会等を中心に「市町村と県が連携した電子自治体の推進」をする方針とし、事業者向けから住民向けにサービスを拡充することとしています。

¹⁷ CRM：行政（企業）と住民との接点となる窓口での手続きや相談、電話での問い合わせ・苦情などのサービス業務の改善を図り、住民（顧客）の利便性と満足度を高めるための取組。

¹⁸ GIS：地理情報システム。位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

図表2-10 市町村と県が連携した電子自治体の推進



岐阜県「ぎふIT活用プラン（平成19年3月）」より